

デイサービス 陽光苑

## 重要事項説明書

要介護者用

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(兵庫県指定 第2871001307)

## 1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人ウエル清光会  
(2) 法人所在地 大阪府豊中市箕輪2丁目13番12号  
(3) 電話番号 06-6840-7077  
(4) 代表者名 理事長 小池由久  
(5) 設立年月日 平成17年12月22日

## 2 事業所の概要

- (1) サービスの名称 デイサービス陽光苑  
(2) 施設の所在地 芦屋市陽光町3番75号  
(3) 電話番号 0797-31-7163  
(4) F A X 0797-31-7162  
(5) 管理者 大井 憲  
(6) 利用定員 1日30名

食堂兼デイルーム	1室	機能訓練室	1室
静養室	1室	浴室	1室
相談室	1室		

## 3 事業所実施地域及び営業時間

通常の実施地域

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区

営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日

(日曜日及び12月31日から1月3日を除きます)

営業時間 午前8時30分から午後6時00分

サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分

## 4 職員の配置状況 (職員の配置状況については、指定基準を遵守しています)

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1		総合管理等
生活相談員	介護福祉士等	2		相談業務・事務処理等
介護職員	介護福祉士等	4	4	日常介護
看護職員	看護師		2	看護関係全般
機能訓練指導員	理学療法士等	2		機能訓練・生活リハ
運転手			1	送迎などの運転

## 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
介護職員 機能訓練指導員 看護師	勤務時間 日勤 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分 日勤 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分
生活相談員 事務員	日勤 午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分

## 5 サービスの内容

### (1) 生活介助

利用者の自立に資する日常生活動作の介助をします。

### (2) 送迎

ご自宅と当事業所間の送迎サービスを行います

### (3) 健康管理

看護師などが利用者の体温・血圧・脈拍など健康チェックを行います。

### (4) 食事（但し、食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。）

利用者の心身の状況及び希望に応じて、ご相談させていただきます。

### (5) 機能訓練（加算対象）

機能訓練指導員等により、生活機能向上を目的とする訓練や、心身機能を活性化するためのレクリエーション活動を行います。

### (6) 入浴（加算対象）

利用者の希望により、入浴又は清拭を行います。

## 6 サービス利用料金

契約者がサービスを利用した場合の「利用者負担額」は、原則として負担割合証に応じた割合となります。

料金の詳細については別紙料金表をご参照ください。

### (1) 加算対象サービス

・入浴介助

・機能訓練 機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退防止のための訓練を提供します。

### (2) その他のサービス（介護保険の給付対象とならないサービス）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

また、金額変更の際はおよそ 1 ヶ月前に提示させていただきます。

支給限度額を超えたサービス	介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超過額の全額を頂きます。
食事	食事の提供を受けた場合、1回につき昼食 800 円（おやつ含）の食費を頂きます。
複写物の交付	サービス提供の記録等の複写物を必要とする場合は、1枚につき 10 円を頂きます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるものについて経費の実費を頂きます。 おむつ代：100 円      パッド代：50 円 レクリエーション費：200 円/月

※キャンセル料

利用当日にキャンセルの申し出があった場合、食事代（800 円）をご請求します。

## 7 利用料金のお支払方法

上記 (1) から (2) までの利用料金・費用は、1 ヶ月ごとにまとめてご請求し請求月の 27 日に引き落とし致します。

※引き落とし口座は、全金融機関が可能です。

### 振込みの場合

銀 行：三菱東京UFJ 銀行      梅田支店（店番 0 4 4）

口座番号：普通    0 2 9 6 2 8 5

口座名   ：社会福祉法人ウエル清光会

## 8 利用の中止・変更・追加

- (1) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスを中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- (2) サービスに変更、追加の申し出が出来ない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。
- (3) 入院など長期欠席の場合（2 ヶ月程度）、一度ご利用を中止とさせていただく場合がございます。

## 9 サービスの提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
  - (2) ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員との連携の上、ご契約者から体調、健康状態などを聴取、確認します。
  - (3) ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
  - (4) ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行うなど必要な処置を講じます。
  - (5) 事業者及びサービス従業者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。(守秘義務)
- ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などご契約者の心身等の情報を提供します。
  - ・サービス担当者会議など、ご契約者に係る他の介護支援事業者などとの連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものの事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることが出来るものとする。

## 10 サービスの利用に関する留意事項

### 施設・設備の使用上の注意

- (1) 施設・設備・敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
- (2) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状回復して頂くか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- (3) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事ができません。

## 11 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同じです。

但し、その損害の発生について、故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

## 12 サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事が出来ませんが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (5) 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 当事業所が人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供が出来なくなった場合
- (7) ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（下記参照）
- (8) 事業者から契約解除を申し出た場合（下記参照）

#### 〈ご契約者からの解約〉

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約する事が出来ます。その売位には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご掲示ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・介助する事が出来ます。

- (1) 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- (2) ご契約者が入院された場合
- (3) ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- (4) ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- (5) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (6) 事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (7) 事業者若しくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (8) 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

#### 〈事業者からの契約解除の申し出〉

- (1) ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) ご契約者によるサービス利用料の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは

- 他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つめまたは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 長期にわたる(2ヶ月程度)休止の場合(利用形態の変更もありうる)

〈契約の終了に伴う援助〉

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

### 1.3 事業所における苦情の受付

(1) サービス提供に関する苦情や、当事業所の下記の窓口で受け付けます。

事業所相談窓口	電話番号 0797-31-7163
デイサービス陽光苑	受付時間 平日：午前9時00分から午後5時00分
担当者 大井 憲	

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関でも受け付けます。

[市町村の窓口] こども福祉部福祉室高齢 介護課管理係	所在地 芦屋市精道町7番6号 電話番号 0797-31-2121 受付時間 平日：午前9時00分から午後5時00分
[西宮市の窓口] 西宮市介護保険課	所在地 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎 1階 電話番号 0798-35-3314 受付時間 平日：午前8時45分から午後5時45分
[神戸市の窓口] 神戸市保健福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課	所在地 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階 電話番号 078-322-5219 受付時間 平日：午前8時45分から午後5時45分
[公共団体の窓口]	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 平日：午前8時45分から午後5時45分

年 月 日

事業者は、サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人ウエル清光会  
大阪府豊中市箕輪2丁目13番12号  
理事長 小池由久

事業所 デイサービス陽光苑  
芦屋市陽光3番75号

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所  
氏名 印

署名代行者 住所  
氏名 印